

助成金交付までの流れ

募 集

個別相談会を**平成29年4月26日(水)、5月12日(金)**に実施します(要予約)。
※ 参加は、必須要件ではありません。

申 請

募集締切:平成29年5月22日(月) <必着>
第1号様式～第4号様式を作成し、第1号様式記載の添付書類、ヒアリング日程調査票とともに、担当宛てに郵送(又は持参)してください。

ヒアリング

事業内容について30分～1時間程度のヒアリングを行います。
その他必要に応じて追加資料の提出を求めます。

審 査

助成事業審査委員会で審査を行います。

交付額決定

審査結果に基づき助成事業と助成額を決定し、文書で結果を通知します。
※ 審査委員会が7月中旬に開催された場合、交付決定は8月下旬の予定です。

助成金概算払
(希望する場合)

交付決定後、希望する団体には、交付決定額の5割を限度に助成金の概算払を行います。
別途お送りする「概算払分請求書」をご提出ください。

事業の実施

事業は、支払や報告書の提出も含めて、平成30年3月末までに完了してください。
※ 事業内容に変更がある場合又は中止の場合は、事前に承認を受けてください。
※ 事業実施に当たり、職員が現場確認に伺うことがあります。
※ 事業の実施状況を報告していただく場合があります。

実績報告

事業の完了後2か月以内又は平成30年3月末日のいずれか早い時期までに、
事業の実績及び経費の支出について、報告書を提出してください。
※ 事業結果が分かる「チラシ」、「講座配布資料」、「写真」等の参考資料を添付してください。

交付額確定

事業の実績及び領収書等支出書類を審査の上、助成金の交付金額を確定し通知します。

助成金交付

* 概算払を受けたか否かで請求方法が異なります。

◎ 概算払を受けた場合

概算払精算・追給額請求
※概算払の金額に過払分がある場合は、
返還していただきます。

追給額の支払

◎ 概算払を受けていない場合

助成金交付請求

助成金の交付



平成30年度に、ご提出いただいた実績報告書を年次報告書にまとめ、公表します。
また、事業報告及び情報交換を行う予定です。ご参加ください。